

利便増進実施計画の認定及び地域公共交通計画の変更

1 松野町利便増進実施計画

- ・ 前回会議（令和8年2月6日）において策定趣旨及び素案について審議、承認。
- ・ 目標値の設定の他、体裁について整え、令和8年3月31日に策定。
- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の15第1項及び同法施行規則第36条の16の規定に基づき、国土交通大臣に認定申請中。（6月中に承認予定）

2 松野町地域公共交通計画

- ・ 前回会議（令和8年2月6日）において「松野町地域公共交通利便増進実施計画」に合わせた変更について審議、承認。
- ・ 具体的な指標数値を設定の他、軽微な文言修正のうえ、令和8年3月31日に変更。
- ・ 同法第5条第11項に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び愛媛県知事に報告済み。